

社会福祉法人常仁会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人常仁会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を青森県弘前市大字常盤坂四丁目1番地3に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員は無報酬とする。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

- 第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名
 - (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

- 第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

- 第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

- 第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事は無報酬とする。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) (削除)
- (2) ①青森県弘前市大字常盤坂四丁目1番2所在の幼保連携型認定こども園やまぶき保育園敷地(748.85平方メートル)
- ②青森県弘前市大字常盤坂四丁目1番3所在の幼保連携型認定こども園やまぶき保育園敷地(836.40平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、弘前市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、弘前市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、弘前市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を弘前市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人常仁会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 中村又蔵

理事 岩見信一

〃 対馬外吉

〃 成田惣作

〃 土谷操

〃 中村得仁

監事 須藤直彦

〃 石川清八郎

第五条に定める評議員の人数は、平成二九年四月一日から平成三二年三月三十一日までの間は四名以上とする。

この定款は平成二九年十月十四日から施行する。

平成 28 年度事業報告書

社会福祉法人常仁会
幼保連携型認定こども園
やまぶき保育園

1. 総括

園舎の老朽化のため、施設整備補助金が決定し建て替えに向けて事業を進めた。全国的な保育士不足解消のための職員の処遇改善を行い、県から依頼を受け子育て支援員の研修を行った。また幼稚園教諭資格取得をとっていなかった2人も取得したので全員が保育教諭となった。

2. 監査会

開催年月日	出席者数
平成28年5月23日	3名(監事2名、理事長)

3. 理事会

開催年月日	出席者数	決議事項
平成28年5月28日	7名	平成27年度事業報告書・決算報告書、改築
平成28年12月17日	7名	第1次補正予算、利用定員変更、改築
平成29年1月14日	8名	定款変更、第2次補正予算、改築、評議員選任・解任委員会
平成29年3月25日	7名	第3次補正予算、園規則一部改正、29年度事業計画・当初予算、評議員選任・解任委員・運営細則・招集、評議員候補者提案、自己評価、運営方法変更、基本財産処分

4. 年間入所児童数 (単位:人)

年齢別 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
0歳児	2	2	2	2	3	4	5	5	5	5	5	5	45
1歳児	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	84
2歳児	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	84
3歳児	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	14
4歳児	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	53
5歳児	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
合計	24	24	24	24	25	26	26	26	26	26	27	27	304

5. 勤務体制

全職員週40時間労働(一日8時間労働、休憩1時間)

・保育士勤務当番

早番勤務 7:00~16:00

普通勤務 8:00~17:00

遅番勤務 9:30~18:30

・調理員 8:00~17:00

6. 職種別職員数

形態 \ 職種	園長	主任保育士	保育士	調理員	医師	学校薬剤師	合計
常勤職員	1	1	3				5
臨時常勤			3	1			4
パート職員			2				2
嘱託					2	1	3
合計	1	1	8	1	2	1	14

7. 職員研修実施内容 別紙のとおり

8. 年間行事実施内容 別紙のとおり

9. 災害訓練、健康管理、衛生管理、職員会議等 別紙のとおり

10. 設備、備品、遊具等の充実内容

- ・ジャングルジム購入(共同募金配分金)
- ・おがーるシステム、ノートパソコン、タブレット他備品購入(ICT化事業補助金)

11. 建物等修理、修繕実施内容

- ・園舎建て替え工事設計管理業務入札

12. 実習・ボランティア等受入

- ・弘前四中から職場体験学習(2名) 6月28日～30日

13. 小学校との連携

- ・朝陽小学校運動会予行見学(5月19日)
- ・朝陽小学校児童と交流会(1月24日)

14. 地域との交流・その他

- ・「弘前りんご花まつり開会式」参加(5月6日)
- ・弘前ねふたまつり合同運行町会ねふたと参加(8月1日)
- ・自由が丘デイサービスセンター慰問((4～5歳児)9月16日、12月21日)

15. 幼保連携型認定こども園の関係者による評価

- ・関係者評価 父母の会 12名
- ・平成29年3月25日午後6時から
- ・公表 玄関に公表

16. 平成28年度青森県子育て支援員見学実習

- ・平成29年2月15～16日2名受け入れ

(別紙)

行事等実施報告書

項目 月	職員研修		行 事		災害訓練等		健康管理		職員会議	
	日	内 容	日	内 容	日	内 容	日	内 容	日	内 容
4			2 9 15 19	入園進級を祝う集い 朝会・誕生会 弥生いこいの広場会場式 食育の日	21	消防訓練 遊具点検		身体測定	21 26	園児の様子、行事予定 給食会議 行事内容
5			2 6 14 18 19 25	朝会・こどもの日の集い りんご花まつり開会式 保育参観(3歳以上児) 朝陽小運動会予行見学 食育の日(餃子づくり) 交通安全教室	24	消防訓練 (総合)	17	内科健診	19 25	園児の様子、行事予定 給食会議、決算書 行事内容、研修報告
6	10	青森県保育研究大会	3 8 14 18 22	朝会・誕生会・虫歯予防 親子遠足(浅虫水族館) 消防署見学 食育の日カレーづくり 不審者想定避難訓練	15	消防訓練	4 14	歯科健診 ぎょう虫・尿血 液型検査 身体測定	15 22	園児の様子、行事予定 給食会議、 行事内容、ほいくプラザ
7	21	保育者研修	1 7 19 30	プール開き 朝会・誕生会・七夕祭り 食育の日・夕涼み会 ねぶた運行・夏まつり	13	消防訓練			19 25	園児の様子、行事予定 給食会議 行事内容
8		ほいくプラザ	1 8 19 22	合同運行参加 朝会・誕生会 食育の日 お化け屋敷	10	消防訓練		身体測定	22 27	園児の様子、行事予定 給食会議 行事内容
9	23	肥満予防研修会	1 10 14 15 16	朝会・防災の日 運動会 観劇 十五夜・食育の日 自由ヶ丘ターサービスセンター慰問	23	消防訓練			24 29	運動会反省、園児の様子、行事予定、給食会議 行事内容、研修報告
10	25 27	保育者研修 主任・主幹保育士研修	5 14 19 20	朝会・誕生会 小遠足(りんご公園) 食育の日 朝陽小学習発表会予行見学	11	消防訓練 遊具点検	14	内科健診 身体測定	20 26	園児の様子、行事予定 給食会議 行事内容、発表会、研修報告
11	9 13 21	給食研修 保育者研修 施設長研修	4 15 19 22	朝会・誕生会 七五三 食育の日 勤労感謝の日	1	消防訓練 (総合)	2	歯科健診	24 26	園児の様子、行事予定 給食会議 行事内容、発表会
12			1 10 14 21 25	朝会・誕生会 発表会 アップルウェブ取材 自由ヶ丘ターサービスセンター慰問 もちつき会	20	消防訓練		身体測定	16 25	発表会反省、園児の様子、行事予定、給食会議 行事内容
1			7 13 17 24 28	朝会・誕生会 食育の日 こども赤十字のつどい朝陽小交流会 保育参観	11	消防訓練			17 24	園児の様子、行事予定 給食会議、 行事内容
2	9	給食研修会	3 4 8 14	朝会・誕生会・まめまき会 認定こども園体験デー 交通安全教室 食育の日	7 23	消防訓練 不審者想定 の避難訓練		身体測定	15 23	園児の様子、行事予定 給食会議 行事内容、27年度担任
3			3 8 18 23 24	朝会・ひなまつり・こども園体験 食育の日 卒園式 お別れ会 半日入園	7	消防訓練			19 22	園児の様子、年間行事予定、給食会議、年間の反省、4月目標 行事内容、事業計画書

社会福祉法人常仁会

役員名簿

役職名	氏名	職業
理事長	中村 得仁	施設長
理事	木村 守	自営業
理事	山下 秀則	無職
理事	白澤 裕子	会社員
理事	鹿内 滋	無職
理事	佐藤 富士	会社員
監事	齋藤 誠三	無職
監事	折登 勇治	施設長

評議員名簿

評議員	成田 征直	建築業
評議員	中山 彰	宮司
評議員	土谷 伸夫	無職
評議員	今 大輔	会社員
評議員	古川 一	薬剤師
評議員	石戸 まどか	教師
評議員	齊藤 千波	会社員

社会福祉法人常仁会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人常仁会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、無報酬とする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、無報酬とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費(日額)	報酬(日額)	そ の 他
実 費	5,000 円	1,300 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等(日額)	5,000 円	1,000 円	
理事及び評議員業務報酬等(日額)	5,000 円	1,000 円	
監事監査指導報酬等(日額)	5,000 円	1,000 円	